

緊急時対応専門調査会第4回会合議事録

1. 日時 平成15年11月11日（火） 17:00～19:03

2. 場所 委員会中会議室

3. 議事

- （1）食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について
- （2）講演「健康危機管理における各機関との連携及び情報の共有」
- （3）その他

4. 出席者

（専門委員）

丸山座長、元井座長代理、岡部専門委員、春日専門委員、吉川専門委員、
小泉専門委員、近藤専門委員、但野専門委員、田中専門委員、羽生田専門委員、
山本専門委員、渡邊専門委員

（食品安全委員会）

見上委員

（事務局）

梅津事務局長、一色事務局次長、岩渕総務課長、杉浦情報・緊急時対応課長、
鈴木（章）課長補佐

5. 配布資料

- ・資料1 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について（諮問）
- ・資料2 基本的事項たたき台（案）
- ・資料3 健康危機管理における各機関との連携及び情報の共有

○丸山座長 皆様こんにちは。こんばんはと言った方がいいかもわからない遅い時間から今日は恐縮でございますが、食品安全委員会第4回の緊急時対応専門調査会

をただいまから開催させていただきます。

専門委員 13 名いらっしゃるわけですが、今日は 12 名の委員の先生が御出席でございます。田中専門委員が若干遅れる模様でございますが、始めさせていただきますと思います。

まず、議事に入る前に、事務局からお配りしてございます資料の確認をお願いいたします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 3 点でございます。

資料 1 といたしまして「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について（諮問）」。

資料 2 といたしまして「基本的事項たたき台（案）」。

資料 3 といたしまして「健康危機管理における各機関との連携及び情報の共有」ということで、今日の講演資料を配付させていただいております。

不足の資料等ございますでしょうか。

それから、専門委員には事前に確認をお願いしておりました前回の議事録がお手元に配付してありますので、何かありましたら今週中に事務局まで御連絡をお願いいたします。

○丸山座長 資料の方はよろしゅうございましょうか。

それから、申し遅れて大変申し訳ございません。今日は厚生労働省、農林水産省並びに環境省の各担当官の方にも御出席いただいております。ありがとうございます。

それでは、本日の議事というのは御案内のとおり 2 部構成になっておりまして、前半の方は食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項、前回、前々回から続けているわけですが、このことについて御審議をいただき、後半は「健康危機管理における各機関との連携及び情報の共有」という演題で、山本先生から御講演をいただくことになっております。

それでは、最初の議事について始めさせていただきます。

前回の専門調査会の続きになるわけですが、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について御審議をお願いいたします。この議事につきましては、最初に事務局から説明をお願いいただき、その後、御意見をいただきたいという手順を考えておりますので、まず、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 本議題に関しましては、資料１と資料２の２種類を配付させていただいておりますけれども、資料１につきましては、前回配付させていただいたものと同じでございます。内閣総理大臣から食品安全委員会委員長への諮問です。参考資料といたしまして、基本的事項の策定の根拠、それから、趣旨、策定までの手順の２枚紙。それから、更に参考資料といたしまして、食品安全基本法の基本的事項に関する部分の抜粋を添付させていただいております。この資料につきましては、前回御説明させていただきしましたので、今回説明は省略させていただきます。

資料２といたしまして「基本的事項たたき台（案）」を用意させていただいております。これについて説明させていただきたいと思います。

基本的事項の項目案を前回の会合でお示しさせていただいたんですけれども、この項目につきましては、各専門委員より幾つかの意見がございました。この御意見を踏まえて、前回の基本的事項の項目を基本にまとめたものが、この基本的事項たたき台（案）でございます。お寄せいただいた意見を交えながら項目ごとに御説明いたします。

まず、基本的考え方でございますけれども「緊急の事態への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下、関係府省における十分な連絡及び連携を図りながら、農場から食卓につながるフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。また、緊急の事態が発生した場合には、消費者等関係者への適切かつ迅速な情報開示を行う」。この１「基本的考え方」の中では、４行目に「人の健康に係る重要な被害の発生に関する」という部分を追加させていただいております。これは、春日先生からの意見に基づいて追加させていただいております。

それから、次のパラグラフで「消費者等関係者への適切かつ迅速な情報開示を行う」ということで、前回お示しさせていただいた項目では「消費者への適切・迅速な情報開示」とあったんですけれども、この部分につきましては座長の方から御指摘がありまして、消費者だけでなく生産者、製造業者、流通業者等広く情報を提供すべきではないかという観点から、「消費者等関係者へ」と修文させていただいております。

それから、２「緊急時の情報連絡体制」でございまして、緊急の事態へ

の対処のために、平時から都道府県、保健所等を通じた食品事故等の情報の収集・伝達体制の整備を行う。また、緊急の事態の発生に備えて、緊急の事態として関係府省間における通報を要する場合を明確化するとともに、そのルートを確立する」ということで、これは前回お示しさせていただいた項目に若干の肉付けをして文章の形にするにとどまっております。

それから、3「緊急対策本部の設置」でございますけれども、「緊急の事態が発生した場合には、緊急対策本部を必要に応じ適切に設置する。また、関係行政機関において、緊急の事態に対処するために必要な組織体制の整備を図る」ということで、この項目につきましても、前回お示しした項目を最低限文章の形にしたにとどまっております。

それから、4「緊急時対応の方法及びマニュアルの作成」でございますが、「緊急の事態の発生に備えて、食品安全委員会と関係行政機関は連携して、国がとるべき対応について緊急時対応マニュアルを作成し公表するとともに、食品の安全性に対するハザードのうち主要なものについては、個別に緊急時対応マニュアルを作成する」。これにつきましても、前回の項目に最低限の肉付けをして文章の形にしたにとどまっております。

なお、詳細事項となる部分につきましては、基本的にマニュアル作成のときに対応するという整理させていただいております。元井委員から緊急事態に対する国民への迅速・適切な情報開示体制及び方法の整備、それから、対応方法マニュアルの適正性の検証といった項目を新たに追加すべきではないかというような意見もいただいておりますけれども、これらにつきましても、まず情報の開示体制及び方法の整備につきましては、基本的な考え方のところに入っておりますし、それから、対応方法、マニュアルの適正性の検証につきましては、マニュアルの中で記載すべきという考えで一応マニュアルの中で整備させていただくということで整理させていただきまして、この基本的事項、たたき台には特に含めるということはいたしませんでした。

以上でございます。

○丸山座長　ありがとうございました。

それでは、今、事務局から御説明いただいた基本的事項を4つの項目について事前に意見をいただき、審議を今までしてきたものをこういうふうにとまとめたわけでございますので、これについて御審議をいただきたいと思います。4つですので、

1つずつ分けてやってまいりたいと思います。

まず、1「基本的考え方」ですが、このところで何か御意見はございましょうか。春日先生、御意見をいただいたものをこのような表現にした点については、まずいかがでございましょうか。

○春日専門委員 前回の案では、フードチェーンのみの言及だったものですから、こういう形で人の健康までを情報収集の範囲に含めるということで書いていただきましたので、これで結構です。

○丸山座長 ありがとうございます。

ほかに、1「基本的考え方」ということについて、何か御意見はございましょうか。

○羽生田専門委員 3行目の後半部分で「農場から食卓につながるフードチェーン」の「農場から食卓」というのは、農場ということだけでよろしいのでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 食品安全につきましては、食品の原料としての農作物、畜産物、水産物などから始まり、加工食品、輸入食品、流通段階、消費段階ですべての食品の流れを考える必要があるかと考えております。ここで記載されております「農場」というのは生産段階の一番最初の部分、それから「食卓」というのは消費の最後の部分ということで書かせていただいているものでございまして、フードチェーン全体を見渡すことが不可欠であるという意味で、このような表現を使わせていただいているということでございます。

○丸山座長 羽生田委員、何かこういうふうにした方がいいという御意見がございましたら。

○羽生田専門委員 「農場」という言葉で今言われたことがすべて含まれているのかなという疑問を持つんです。あるいは「生産地から」とか、もうちょっと広い、いろいろな場所を農場という限定でなく表現された方がいいのかなと思うんですけれども。

○丸山座長 多分これは、いわゆる「FROM・FARM・TO・TABLE」をそのまま日本語にされたのではないかとっておるんですが、そういうことでこういう表現にしてあるのでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 そういうことでございます。確かに、食品安全基本法の第4条には「食品供給行程の各段階における適切な措置」という項目がございまして、これには「農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外におけ

る食品供給の行程」という非常に硬い表現が使ってあるんですけども、この基本的事項におきましては、もう少しわかりやすい表現をということで、このような表現を使ってみたわけでございます。

○丸山座長 羽生田委員がおっしゃるのは、「農場」ということで全部その辺りが表現されているのかなという御懸念でございますね。ほかの委員の先生方、こういふことでどうでしょうか。

○渡邊専門委員 これは多分原文も、かぎ括弧か何かで「FROM・FARM・TO・TABLE」と書いてあるのではないですか。だから、この場合も例えば「いわゆる農場から食卓」という形にすれば、概念的には全部含まれるのではないかと思うんですけども。

○丸山座長 『いわゆる「農場から食卓」』というような表現になるでしょうか。今、渡邊委員からそういう御提案があったんですが、いかがでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 御提案を踏まえて、そのような形で修文させていただきます。

○丸山座長 羽生田委員、そういうふうにすれば大体概念的には皆入ってくるだろうということが皆さんの御意見だろうと思いますが、いかがでございましょうか。

○羽生田専門委員 わかりました。

○丸山座長 では、そのところの表現は若干修正するということ。多分このところは『いわゆる「農場から食卓」』というような表現になろうかと思いますが、一応そういうことでここは整理させていただきたいと思います。

○但野専門委員 1つよろしいですか。これは確認でありまして、文章の変更を要しないんですが、「いわゆる農場」の意ですが、外国の農場も当然含まれていますね。確認です。

○杉浦情報・緊急時対応課長 勿論、含まれております。

○梅津事務局長 今の但野委員の御指摘の点は、基本法を国会で審議されました際に御質問あるいは御意見がありまして、国の内外における食品の供給行程というふうに修正された経緯がございます。もとより国の外における食品の供給行程にも関心は持っておりまして、ただ、当然のことながら法律は自動的に国内にしか適用されませんので、自動的に海外に規制が及ぶわけではありませんけれども、例えば情報収集とか状況の把握ということについては、国の外における食品供給行程にも関心が及ぶというのは当然のことだろうと思います。

○丸山座長 ありがとうございました。ほかにございましょうか。

それでは、一応先に進ませていただきます。2「緊急時の情報連絡体制」ということについて御意見をいただきたいと思います。このところは先ほどの御説明のように、文言を直したとかそういうところは余りないのでございますけれども、いかがでしょうか。

ないようでございましたら、3「緊急対策本部の設置」ということですが、これも2番と同様、事前に先生方からの御意見はそれほどなかったところなんです、いかがでしょうか。

○渡邊専門委員 質問なんですけれども、「緊急事態が発生した場合には、対策本部を必要に応じ」という書き方ですと、対策本部を設置しない場合もあり得ると逆にとれることもあるのではないかなと思うんですが、具体的にどういう場合がそういう場合になるのでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 どのような場合に緊急対策本部を設置するかについては、今後4で規定してありますマニュアル等で定めていくということになるかと思っておりますけれども、食品安全委員会といたしましては第1回、第2回の会合で御審議いただきました基本指針で規定されております緊急事態等の定義に基づいて、緊急事態というものを認識いたしまして、その中で特に重大で政府全体としての対応が必要な場合に、食品安全担当大臣を通じて緊急対策本部の設置を助言するということを考えております。

○渡邊専門委員 ちょっと言葉のあやかもしれないんですけれども、緊急の事態が発生した場合に本部を置かないこともあり得るととれるかなと思うんですが、そういうことはあり得るのかどうかという。一般的に考えれば、緊急事態が発生した場合には対策本部ができるのかなと思うわけなんですけれども、「必要に応じ」と書いてあるので、設置しない場合というのはどういう場合があるのかなと、それをお聞きしたんですが。

○杉浦情報・緊急時対応課長 緊急事態の重要度に応じて勿論、設置しない場合もあるかと考えております。例えば、食品安全委員会が食品安全基本法の枠組みの中で対応できるような場合は、設置する必要はないかと思ひますし、それから、省庁間の連絡が必要な場合でも対策本部を設置するまでもなくて、例えば、局長レベルでの連絡会議とか課長レベルでの連絡会議で十分対応できるような場合には、設置しないということになるのではないかと思ひます。

○丸山座長 渡邊先生、この「必要に応じ」ということが、かえって誤解を生むようなことがあるかもしれないという御趣旨だったと思うんですが、今言ったような説明でいけば、やはりこの「必要に応じ」という言葉はあった方がいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡邊専門委員 わかりました。

○丸山座長 そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。また、この後でも結構でございますが、とりあえずは4に進ませていただきます。

4については、元井委員の方から御意見をいただいておりますが、先ほどの事務局の説明とこういう表現でいかがでしょうか。

○元井座長代理 恐らくグレードが一段下の話を私はしたんだと思いますので、詳細についてはマニュアルで決められるということなので、それで結構だと思います。

○丸山座長 先ほどの事務局の説明のように、マニュアルを設定しなければいけない問題がこれから出てくるわけですが、その作業も出てくるんですが、その中で対応をしていくということで御理解いただきました。

ほかに、この4「緊急時対応の方法及びマニュアルの作成」ということについて、いかがでしょうか。

○山本専門委員 質問なんですけれども、最後の「個別に緊急時対応マニュアルを作成する」とあるんですが、この「個別に」というのがちょっとイメージ的に具体的に思い浮かばないんですが、これは例えば対象分野別ということなのか、それとも状況別ということなのか、大体どのような感じを想定していらっしゃるのでしょうか。

○丸山座長 このことについては、前回の専門調査会でもちょっとお話が出たと思いますが、そのやりとりも踏まえて、もう一度整理をしていただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 ただいまの山本専門委員からの御質問ですけれども、現時点で明確な、どういうレベルのハザードでマニュアルを作成するかというところまで決めておりません。来年1月に基本的事項が策定されるわけなんですけれども、その後、具体的な事例を引用して作成するのか、あるいは微生物とか化学物質というカテゴリーに対応して作成するかを含めて、この専門調査会で御検討いただくことになるかと考えております。

○丸山座長 山本先生が質問されたのは、個別にするのか、状況ということを踏ま

えてということなのか、その辺りをもう少し。

○鈴木（章）課長補佐 当然、決まってからこの専門調査会で決定していくこととなるんですけれども、あくまでイメージとしてということでお話しさせていただきますと、例えば、輸入食品だった場合とかあるいは1つの物質、例えば、化学物質であるクロムならクロムとかそういった細かいことを考えるのではなく、例えば、病原性の微生物が原因だった場合というようなカテゴリーの1つ1つをやっていくという形。ただ、こちらの方は細かくやる中身については今後検討して、山本先生のおっしゃるような形の検討ということもこの場で決めてやっていくことになりますので、イメージとしては1つ1つやるのではなくて何かくくったようなもの。ただ、そうは申しまして、具体的なものを行った方がわかりやすいということでありましたら、そういったものも代表例をやるという可能性もあると考えております。

○丸山座長 山本先生、今の説明でいかがですか。

○山本専門委員 では、これは必要に応じてということですね。

○鈴木（章）課長補佐 そうですね。当然そのような形になると思います。

○元井座長代理 確認致しますが、ここにある「ハザードのうち主要なものについて」の「主要」というのは、要するに、ここの調査会で緊急事態とは何かという定義を決めましたね。そういうものの範疇であるということと理解してよろしいんでしょうか。例えば、被害が非常に大きいとか、非常に危険性があって緊急性を有するものだとか、3つの事例を決めましたが、それと連動しているわけですね。

○杉浦情報・緊急時対応課長 基本指針の中で緊急事態等の定義といたしまして3つ決めたわけなんですけれども、1つは、食中毒の患者等の数が500人以上で複数県にまたがる場合。もう一つは、科学的な知見が不明で、今後大規模な食品事故につながるような場合。3番目に、そのいずれにも該当しないけれども、社会的な影響に鑑み、食品安全委員会が対応する必要がある場合という3つの場合を想定したわけなんです。ここで言う「主要なもの」というのは勿論その3つの場合を念頭に置いて、今後、最も想定されるような事態に優先順位をつけて、全部つくるわけにはいかないの、優先順位をつけてつくっていくということで「主要」とここでは書かせていただいております。

○丸山座長 元井委員、いかがでしょうか。この「主要」ということが、やはりあった方がいいのか、あるいは「主要」と言うとなんが主要で何が主要でないのかとい

う判断をどうするのかという問題がまた起きてくるような感じがするという
ことで御質問かと思うんですが。

○元井座長代理 今おっしゃっているのは、この「主要」というのは緊急事態に連
動し、更にそこから派生する問題と理解してよろしいということになるわけですね。

○杉浦情報・緊急時対応課長 勿論そうでございます。全部つくるのは物理的に不
可能だということで、優先度の高い、今後想定される可能性が高いものから順番に
つくっていくということで「主要な」と書かせていただいているということござ
います。

○元井座長代理 それで理解できれば、私はそれでよろしいかと思います。

○丸山座長 このところについて、ほかの委員の先生方から何か御意見がございま
したら、お願いしたいと思います。事務局が先ほどおっしゃったように、何が主要
なのかということについては、前の専門調査会でお話が出て、先ほど言った3つの
ところを想定するということでは一応整理はついています。マニュアルをつくる
というのは、具体的に何か作業をしなければいけない、そのときに1つ1つのことを
細かいところまでやるわけにはいかないの、具体例も挙げながらとなると、先ほ
どのことも含めて、この「主要な」という表現がやはり必要なのではないかという
今までの論議と事務局のお考えもあって、こういう表現になったと私は理解してい
るんですが、よろしいでしょうか。

○梅津事務局長 私どもがハザードと言う場合には、13の分野に整理しました専門
調査会がそれぞれ担当する分野が1つの整理でございます。それぞれの中は必ずし
も1つではなくて、例えば、新食品等というようなところには放射線照射の問題と
いったことも一応概念的に整理しておるつもりでございます。そうした言わば分野
ごとの性格ごとのハザードというものと今、元井委員から御指摘のあったシビアさ
と申しましょうか、重篤さと申しましょうか、その両面から主要なマニュアルをつ
くるべき必要性ということ判断していくことになるのではないかと。先ほどから、
課長が申し上げているように、この場で今後御議論いただくべきことございま
すけれども、ハザードの概念としては今申し上げました13の分野が一応念頭にあ
る。その中で緊急事態ということにつながるような大切なものについて、かつ一定
の重篤さが想定されるようなものについてマニュアルを作成するというものでは
なかろうかと、漠然とそのように考えております。

○丸山座長 元井先生、よろしゅうございましょうか。

○元井座長代理 結構です。

○丸山座長 ほかに、この4番について何かございましょうか。あるいは1番から4番までを通して、先ほど御質問いただけなかった点も踏まえて何かありましたら。

○岡部専門委員 前回欠席したものですから、その前後がちょっと外れてしまったのかもしれませんが、この前後の部分を見ればわかるのかもしれないんですが、このたたき台だけを拝見する限り、4番には食品安全委員会と関係行政機関はこうこうするというのがあるんですが、1、2、3は主語がないんですね。誰がどうするというのがないので、これだけ見ると、一体誰が何をするのかなと思ってしまったんですが。

○杉浦情報・緊急時対応課長 特に主語が書いていないところは、政府はという主語で……。

○岡部専門委員 それはすべて政府がと。そうすると、4番だけは「政府が」ではなくて、「食品安全委員会と関係行政機関は」という主語がはっきりするわけですか。4番だけに主語が出てきた意味がわからないんです。

○杉浦情報・緊急時対応課長 ここは食品安全委員会がつくるのか、あるいは食品安全委員会と関係行政機関が連携してつくるのかということを明確にするために、あえて「食品安全委員会と関係行政機関は」という主語を明確にしたということでございます。

○丸山座長 岡部先生、それでおわかりになりましたか。

○岡部委員 私はこういうことに余りなれていないので、とんちんかな質問かもしれないんですけども、こういう場合、通常「政府は」という主語はこういう文面からは隠れてしまうものなのではないでしょうか。要するに、これを書いて、もしやなかったときに誰が責任をとるのか。

○丸山座長 この基本的事項というのは、国全体が行う責任を持つ基本的事項だということですからずっと論議をしているんですが、そういうのは暗黙の了解みたいなところでやってしまっていたんですが、今、岡部先生の御質問は、こういうものをつくるときに国の文章というのは主語がなくても通じるものなのではないかということなんですが。4番についてははっきりしなければいけないから、こういうふうにしたということなんですが。

○岩渕総務課長 今日お配りしている資料1の5ページを見ていただきたいんですが、食品安全基本法の関係条文の抜き刷りでございます。ここに並んでおります

けれども、一番下の第 21 条というのが直接関係する条文です。「政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項を定めなければならない」ということでございまして、「内閣総理大臣は、食品安全委員会の議論を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」ということでございまして、政府がこう措置を実施することに関して、閣議で決定してこれを定めていくということでございますので、特段主語がなくてもこれは政府が実施するんだということを定めるということでございます。

○岡部専門委員　ありがとうございました。

○丸山座長　私たちは、論文を書いているときに主語のない言葉なんてあり得ないというふうにさんざん怒られてきたものですから。岡部先生、今の説明でよろしゅうございましょうか。

○岡部専門委員　わかりました。

○丸山座長　ほかに全体でどの角度からでも、どの部分でも結構でございます。これがこの委員会の基本的事項のたたき台ということになるわけで、後でお話したくと思いますが、これを企画専門調査会の方に上げていくために討論していただく最後の会だと思いますので、この会の意見としてはこうだというのがこれで上がっていきますので、どうぞ今の段階で忌憚のない意見をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

特段なければ、この委員会としては、この 4 つの事項を基本的事項として企画専門調査会の方に上げたいと思います。修正するところは、先ほどの 1 の 3 行目の御指摘いただきました「農場から食卓」というところを「いわゆる」という言葉を入れてかぎ括弧をつけるということで先ほどは御了解いただいたと思いますが、ということでよろしゅうございましょうか。

○小泉専門委員　小さな点なんですけれども、「消費者等」あるいは「保健所等」という書き方についてもうちょっと付言したらいいのではないかなと思ひまして、先日、事務局の方には申し上げたんですけれども、皆さんの御意見もお伺いしたいなと思います。具体的には、例えば消費者とした場合に、先ほどもありましたけれども、生産者とか製造業者とか流通業者とかの後に、「等関係者」という方がわかりやすいのではないかと思います。それから、第 2 項で「都道府県、保健所等」とありますけれども、例えば、いろいろなところから情報があるのでしょうか、医療機関は直接こういう食品事故の場合には関係してくるので、そこを入れた方がいい

のではないかと思ったりしましたのと、それから、4番で「個別の」は作成してかつ公表されるんですね。上の方は公表まで書いてありますが、個別のも公表の対象になるのだろうと思います。

以上です。

○丸山座長 2つ御質問があったと思うんですが、「等」という表現もお役所の文書は必ずと言っていいほどこういう表現が出てきてしまう。それでよろしいんでしょうかということと、4番の公表ということについてお答えいただきたいと思います。

○杉浦情報・緊急時対応課長 「消費者等関係者」ということで、生産者、製造業者、流通業者すべて含まれるということを書かせていただいておりますが、もう少し具体的に挙げた方がいいということであれば、そのように修文させていただきます。

それから、2の「緊急時の情報連絡体制」の情報源となる都道府県、保健所等につきましても、もう少し例を挙げた方がいいということであれば、挙げるのは一向に構わないと考えております。ただ、基本的事項ということで、余り詳細にならず、かつ、エッセンスを書くということで、このような表現にさせていただいているということでございます。

それから、最後のマニュアルの公表につきましては、勿論作成したときには公表することを考えておりますので、このところは「作成し公表する」とするの也是一向に構わないと考えております。

○丸山座長 まず、「等」という表現なんですが、これは基本的事項だから余り具体的な個々のものを入れないということの常套手段としてというのでしょうか、それで「等」という表現になっているんだと。特に基本的事項だからという、今おっしゃったようにエッセンスを書く、それが基本的事項だからというので「等」となっている。ただ、具体的な表現が必要であるというこの委員会の御意見であれば、更に幾つか書いていくというようなものにしても構わないのではないかとということ。この点について、いかがでしょうか。まず、小泉先生、いかがでしょうか。

○小泉専門委員 私は、個人的には羅列をした方が読みやすいあるいは親切ではないかと思います。お役所の方々がお読みになる分には、これでみんなずっと御理解いただけるのだと思いますが、読む方々がいろいろな層の方がいるということと考えますと、その方がいいのではないかと。それから、それが数行増えたところで、

これが何ページにもなるわけではないからというふうに思います。

○丸山座長 ほかの委員の先生、いかがですか。具体的なものを挙げておく。特に、1の「消費者等」というところでしょうか、もう一つ「保健所等」とあるし、「事故等の情報」、やはりいろいろなところに出てくるんですね。

○羽生田専門委員 よろしいでしょうか。1番のところの「消費者等関係者への」というのは、むしろこの「等」を生かすのであれば「消費者・関係者等への」と「等」が後に来た方が文言とするといいのだろうと思うんです。私も今の小泉委員の意見に賛成で、もう少し入れていただいた方がいいかなと。特に、前にもいろいろ申し上げたことがあるんですが、やはり健康被害ということから考えると医療機関というのが、いわゆる国の機関だけでなく、健康被害の情報という点では一番最初に情報を得る場所であるという理解をしておりますので、そういったところも、むしろはっきりと書かれた方がわかりやすいのかなと思っております。

以上です。

○丸山座長 羽生田先生、例えば今の「医療機関」という言葉を入れるとすると、今の「基本的考え方」の下から2行目の「消費者」のところに「医療機関」というような言葉も入った方がいいということでしょうか。

○羽生田専門委員 そこでもいいんですけども、むしろ2番の「平時から」というところで「都道府県、保健所、医療機関」か、あるいは「関係団体」とかそういった文言が少し入って、大体この機関として行政関係のことしか出てこないんですよ。ですから、いわゆる今の健康被害という点からいくと、行政以外の方がむしろ早くつかむ、一番最初につかむのはそういうところが多いわけで、この辺を何とか。企画専門調査会の方では「関係団体」と入れてもらったのかな、そんなような文言で入れていただいた方が情報収集としては当然必要であり、こういう文言を入れていただいた方がいいと理解しています。特に、いわゆる情報というのが医療機関でも健康被害というものを見たときに、いわゆるこういうところで調査をしなければいけない、対応しなければいけないような健康被害がどういうふうに起きているかということが前もって情報であった上で健康被害を見たときと、全く情報がなくて見たときとでは、対応も違っていると私は思っているんです。ですから、そういう情報がいち早く入った上で見れば、余計早く的確な情報が得られると私は考えておりますので、その辺をこういった基本的なところで入れていただいた方が、よりいい結果が得られるのかなと私は思っております。

○丸山座長 まず、最初のたたき台案に「等」というようなところをもう少し具体的な機関なりあるいは団体でしょうか、そういうものを入れた方がいい、あるいは入れなくてこのままでいいというところをちょっと整理したいんですが、このままでいいという御意見はございましょうか。今まで出ていないんですけれども。

○近藤専門委員 1番は、緊急事態が発生した場合だけの時点ですので、やはり国民にとにかく第一義に知らしめて、いろいろな意味合いのことを目的とするならば、私は「消費者等関係者への適切かつ迅速な情報開示」で、かえっていろいろと羅列するよりもこの方がいいのではないかと思いますし、2番の場合は平時からの時点でございますので、やはり「都道府県、保健所等」でなくて、具体的に若干追加した方が情報の収集などに適宜応じられるのではないかと思います。

以上です。

○丸山座長 ありがとうございます。今の御意見は、1番のところは「等」というのをどこに入れるかということもあるんですけれども、このままだもいいのではないかということなんですが。

○山本専門委員 4番の方に「緊急時対応マニュアルを作成する」と書いてありますが、そうすると、1番目の「消費者等関係者」というのは、マニュアルの方には結構具体的に盛り込まれるようになるということでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 そのように考えております。

○山本専門委員 そうすると、余り詳しく書かなくても下のマニュアルである程度カバーされるかなと思うんですが、個人的にはここで「消費者等関係者」というだけだと消費者側しか思い浮かばないので、例えば、生産者と製造業者が並ぶとより具体的に思い浮かぶ感じはしています。

○丸山座長 これも、先ほど事務局から説明があったときに御紹介いただいたんですが、最初は「消費者」としかなかったから、やはり消費者だけではないでしょう、生産者とか流通業者とかいろいろなものも、それは同時に消費者ではあるんだけど、やはり「消費者」という言葉だけでなく、ほかの言葉が入った方がいいのではないのでしょうかという提案を私はさせていただいて、それがこの「関係者」という言葉になったんですが、今のお話でいけば、先ほどの近藤委員とは少し違うんですが、どうでしょう。もう少し1番も2番も具体的なものを挙げた方がいいのではないかと感じるんですが。今のところ、1番は「関係者」というところを「生産者」とかあるいは「流通業者」とか、今具体的に挙げたものはそう

ということですが、それでも「等」を後ろに使わざるを得ないと思うんですけれども、少し具体的なものを挙げて「等」という言葉を入れるということ。

それから、2番目は羽生田委員に御指摘いただいたような、少なくとも医療機関というようなものを挙げて、やはりそこも「等」という言葉を後につけるというようにして、どの人が見てもイメージが沸く、こういうものだというような表現にしていた方がよろしいのではないかと思います。そういう考え方で若干この文言を修正するというか、追加をするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○春日専門委員 座長がまとめてくださったところに反対意見を述べるのは本当に申し訳ないんですけれども、緊急事態が発生したときでも、また、平時からでも食品の流れ、それから、人の健康にかかわる情報は本当にありとあらゆる分野の方が担って、また、持っていらっしゃるものだと思うわけです。勿論、羽生田先生がおっしゃるように、医療機関も欠かすことができないわけなんですけれども、同時に、例えば個々の食品メーカーにも汚染情報などは眠っているわけです。なかなか公表していただけないこともあります。そうしますと、個々に並べると切りがないのではないかと。むしろ、無限に近くいらっしゃる関係者の中の一部だけをリストアップすることによって、では、ほかの人は何で含まれないのということまで起こり得るのではないかという気がするのと、もう一つ、これはあくまでも基本的事項であるために、できるだけ包括的な用語を使った方がいいのではないかという気がしますので、ここで緊急時以外の部分、企画専門調査会で御審議いただくところで何か、要するに、フードチェーンと人の健康にかかわるような関係者ということを統一的に使っていただけるような用語を考えていただいて、それをこの緊急時にも当てはめられるようにしていただければいかがでしょうか。

○丸山座長 統一的な言葉というのは、何かあるんでしょうか。

○春日専門委員 統一的というか包括的なものですが、例えば「食品に携わるすべての関係者並びに人の健康に携わる関係者」のような形で。

○梅津事務局長 今の包括的な表現ということでございますけれども、法律では「食品関係事業者」という文言を用いていまして、これで一次生産から流通、保管、あるいは資財の生産者まで全部を含む概念として「食品関係事業者」という用語を使っております。ただ、先ほどからの議論を伺いますと、これもまた味も素っ気もない言葉のような気がしますので、前後を省略しますと「関係事業者」という

のが一番普通名詞的な、かつ、広い言葉のような気がします、そういう文言がいいのか、先ほどの小泉委員からございますように「生産なり製造、流通」というような表現を使った方がいいのか、この辺は事務局で案をつくらせていただいて、座長を通じて御相談させていただくということではいかがでしょうか。

それから、後段の「保健所等」の「等」も羽生田委員からありますように、行政機関しか例示が出ていないというのは1つの大事な御指摘でございますので、行政機関だけではないという例示を加えた方が確かによろしいかと思っておりますので、この表現につきましても事務局で案をつくらせていただいて、座長を通じて調整させていただくということにさせていただければありがたいと思っておりますけれども。

○丸山座長 ありがとうございます。

○渡邊専門委員 今の情報開示は国民を対象にした方がよろしいのではないですか。別に消費者云々ではなくて、国民への適切・迅速な情報開示で生産者も何も関係なく全部含めてしまう。やはり全員に知らせるべきなのではないでしょうか。2番目の方は、情報収集ですから限られた方になるのだと思っておりますけれども。

○丸山座長 1番目のところは、先ほど事務局長が御提案くださったけれども、消費者とかこういうものを挙げてしまうのではなしに、情報開示は全部なんだから国民全部にという考え方はどうなんだろうということではございますね。

2番目の緊急時のところは、確かに行政機関だけでなしに、それ以外の機関にも対処というものがこうなっているんだから、それ以外のものを入れるということで。

1番目はいかがでしょうか。開示のところを国民全部というようにところまで言葉を広げてやってしまうということですが。

○元井座長代理 確かに国民全体への開示だと思うんですが、ここは緊急事態のときの基本的な考え方なので、最終的には国民全体ということになるのだと思います。しかし、キーワード的には、消費者等関係者は、特に第一義的な関係者ですので、的を絞った表現がよろしいのではないかと思います。ただ、できましたら「消費者等関係者」という文言は一体何を指すのかということで、それこそ先ほど出ましたけれども、用語集なりあるいは全体的に細かいところまでもう少し懇切丁寧な解説をつけ加えたらいかがかなと思います。

○丸山座長 このままでは誤解なりあるいは十分に表現されていないということは、皆さんの一致した御意見だと思います。したがって、先ほど事務局長から御提案いただいたように、また今の渡邊先生の御意見も踏まえて、事務局と座長の私で

討論させていただいて、また皆さんの御意見を聞いてまとめたいとこの場はしたいのでございますが、よろしいでしょうか。皆さんの御意見は十分反映できるような表現なり対処をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○丸山座長 では、そのように処理させていただきます。

○杉浦情報・緊急時対応課長 手続の話なんですけれども、実はここでの議論の結果を意見として明後日の企画専門調査会に報告しなければならないので、できれば、ここで座長一任を取りつけていただけるとありがたいんですけれども。

○丸山座長 後で予定を聞こうと思ったんですけれども、まさに緊急時対応で困るんですが、今、事務局からそういう提案があったんですが、私は大変荷が重いんですけれども、よろしいでしょうか。余りお賛成でないのはよくわかるんですが、そうすると、皆さんにお伺いしている時間的な余裕がないんですね。

○渡邊専門委員 1つだけ質問があるんですが、情報開示というのは何で行う予定ですか。メディアかインターネットか、そういう不特定多数を対象とした方法でやるんですか、それとも特定の団体だけにやるんですか。それによって大体明らかになるのではないのでしょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 順序が逆になっているんですが、食品安全委員会の緊急時対応基本指針というものが既に策定されておりまして、政府全体のマニュアルができて、それを踏まえて食品安全委員会の基本指針ができるというのが正しい順序かと思うんですけれども、その基本指針では、インターネット、メディア、政府公報等の形で情報開示を行うと規定されておりますので、あらゆる可能な手段を使って開示するということになると思います。

○丸山座長 座長の私と事務局にお任せいただきますなんて胸を張って私は言えないんですけれども、「消費者」という言葉は、やはり食品安全基本法からしてもかなり重要なキーワードなんだろうと。やはり安全委員会としては「消費者」という言葉を使っていくというのが、かなり重要な使命なんだろうと私自身は考えます。お任せくださいと言っても、後で大変な目に遭ってしまうと困るので、私としてはこの「消費者」という言葉は残しておいて、そして、そこに先ほどからお話が出てきたような各方面に対しての具体的な表現を若干入れていくというような形でしか私はここでは言えないんですが、そうすると、春日先生のおっしゃった、そこに入らない人はどうなのよというのは確かに出てくることは出てくるんですけれど

も、その辺はしょうがない、「等」ということで逃げる以外にないのかなと。逃げると言ったら変ですけども、できるだけどこかに偏らない、消費者とそれ以外のところにも十分こういう情報開示ということが公平にいくように考えていますと読み取れるような表現にしたいと思っているんですが、そういうことでお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○丸山座長　すみません、では、そういうことでやっていきたいと思います。どうもありがとうございました。

それから、2番のところは羽生田委員がおっしゃったようなことを入れていく方向で考えたいと思っております。

ほかに全体的なことで、まだ何かございましょうか。

○杉浦情報・緊急時対応課長　小泉委員から御提案のありました4のマニュアルの公表は、今「作成する」としかになっていないんですけれども、作成するというのがメインで、それを公表するというのは附随的なことかと思うんですが、公表するという修文をするかどうかについて議論していただければと思います。

○丸山座長　要するに、例えば「マニュアルを作成し公表する」という言葉を入れるかどうかということですね。ほかの先生方いかがでしょうか。一番単純には「マニュアルを作成し公表する」、「公表する」という言葉をここに入れればいいのかという考え方もあろうかと思いますが。小泉先生、「公表する」ということをここに入れて、そういう表現にするというのはいかがでしょうか。

○小泉専門委員　ここに緊急時対応マニュアルが2種類あるわけですね。一般的なものとハザード別のものと。そうすると、ハザードのうち主要なものというからには、つくってぱっと公表するとかえって混乱を起こすというようなことを配慮の上、あえてこのようになさったのかなと考えたんですね。そういうことであれば、これで止めておかれるのでしょうし、作成するものは上と同じように公表するのであれば、ここだけ公表がないというのも読んでいておかしいなという観点なんです。

○丸山座長　事務局、そういう仕分けはあるんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長　ございません。

○丸山座長　ないのであれば、ここに「公表する」という言葉が入っても構わないわけですね。ないのであれば両方同じようにしておかなければいけないわけですね。では、ここに「作成し公表する」という言葉を入れるということでいかがでしょう

か。これが混乱するということであれば、そういう例でいけば上だって混乱しますよね。では、「作成し公表する」としたらいかがでしょうか。よろしゅうございますね。では、そうしていきたいと思います。

ほかにございましょうか。それでは、座長への宿題が1つ残りしましたが、このたたき台というものを今のようにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

このたたき台の手続、先ほどもちょっと出ましたが、もう一度これがどのようになっているのかということをお願いしたいと思います。

○杉浦情報・緊急時対応課長 今日議論を踏まえまして、座長一任で修正させていただいたたたき台を緊急時対応専門調査会の意見ということで、明後日開催されます企画専門調査会に報告させていただきたいと考えております。その際には、基本的事項として定める健康影響評価の実施等、ほかの9項目との全体的なバランスも考えて企画専門調査会で検討されると聞いております。

その後、12月上旬に予定されております企画専門調査会で基本的事項の原案が作成されるということになっております。その後、食品安全委員会で企画専門調査会での結果が報告されて、食品安全委員会の意見として取りまとめられます。最終的には、来年1月ごろ基本的事項の策定の閣議決定が予定されております。

○丸山座長 今、事務局から申し上げたようなスケジュールで、これが総理大臣の決定というところまでのスケジュールはそういうことでございます。

では、1番の議題はこれで終わらせていただきます。議事2の講演に入らせていただきます。本日は、専門委員の中で特に化学物質に関する情報分析が御専門でいらっしゃる山本専門委員に御講演をいただくことになっております。演題は「健康危機管理における各機関との連携及び情報の共有」と題しての御講演でございます。さきの基本的事項の2項の中でも、この緊急時の情報連絡体制というのは平時からの食品事故などの情報収集と伝達体制の整備というのが大変重要であるという共通の認識をいただいているところでもありますけれども、特にそのことについても専門の山本先生から御講演いただきます。

講演に先立ちまして、山本先生の御略歴について申し上げます。

先生は、昭和48年に国立衛生試験所、現在は国立医薬品食品衛生研究所に入所されまして、食品添加物部の研究員、化学物質情報部主任研究官を御歴任されまして、今年4月から同研究所において新たに設置されました安全情報部の第3室長と

して御活躍をなさっておられます。また、先生は国立医薬品食品衛生研究所においてWHO、ILO、UNEPの共同プロジェクトであります国際化学物質安全性計画、IPCS と略されているんですが、このドキュメントの1つであります国際化学物質安全性カードを担当されて、その原案を作成されてこられました。最近では、危機管理に関する国内外の食品危害情報を収集して、食品安全情報として2週間に1度、関係機関に対して情報を提供されておられます。現在は、各地方衛生研究所など関係機関とのネットワークを確立されようとしておられます。著書（共著）といたしましては、最近では『必携生物化学テロ対処ハンドブック』というものもございます。

それでは、山本先生、よろしくお願いいたします。

○山本専門委員 山本です。今、御紹介にありましたように、私たちの部は3月まで化学物質情報部といいまして、化学物質情報関係をずっとやってきました。4月に食品関係情報とか医薬品関係情報分野も加わりまして「安全情報部」という名前になりましたけれども、私はずっと3月まで化学物質全般をやってきましたので、今日のお話も化学物質オリエンテッドなお話になると思います。

健康危機管理というと、健康に関係あるものはどれもこれも大体健康危機管理情報に含まれるんですが、その中で、私たちが情報をいろいろ調べたりするときに大ざっぱに分けると、被害予防のための情報と何か事が起こったとき、緊急時のための情報というふうに分けられるかと思います。これはそういう定義があるわけではなくて、性格付けの1つの例です。被害予防のための情報と言った場合には、例えば私たちの研究所ですと、分析法の開発とか品質試験、毒性試験、それから、私たちが集めています情報の中でも、いろいろな物性や毒性情報、行政で言えば、基準値作成というものも被害予防のための情報と言えるかと思います。

いざ、事故とか事件が発生したときには、例えば、中毒情報とか治療法とかその場の除染というような、その場でどのように対応するかという情報になると思うんですけれども、その中でもふだんから準備しておかなければいけない情報と、緊急時にその場その場の状況に応じて新たに調べなければならない情報というのがあると思います。緊急時を想定して、ふだんからどれだけの情報を整備しておくか、そこがポイントではないかと思います。

したがって、例えば図上演習とかいろいろな訓練などから、どういう部分が足りないかということをはっきりと明らかにしながら、それを整備していくことが、緊急事態対応のためには非常に重要だと思います。

これはちょっと小さいので、お手元のプリントの2枚目を見ていただくと思います。情報の流れに関する1つの考えということで、もし御意見があったら是非いただきたいと思っておりますが、整理するためにこういうふうに分けてみたものです。

まず、平常時の情報整備、ここにはいろいろなことが入りますが、情報の調査・収集、更に解析・評価、それをまたデータベース化など記録・保存して、あと関係者への提供、それから、国民への提供というようなことがあると思います。

また、対処のための情報ということで対処マニュアルの作成とか、先ほどちょっと言いましたように図上演習、できるだけ問題点が明らかになるようなシナリオをつくるところがポイントになると思いますが、そういう図上演習による情報とかマニュアルの検証があるかと思えます。

マニュアルをつくただけではマニュアルをつくったよというだけで終わってしまうことが多々ありまして、それを実際に図上演習などで検証してみないと、そのマニュアルが本当に使えるものかどうかということがわからない。つまりマニュアルと演習はワンセットということが、よく言われております。

いざ事が起こったときには、情報面から言えばまず既存情報をいかに活用するかです。後からまたお話ししますが、その既存情報がいかにすぐ利用できる状況になっているかということが非常に重要なところです。それから、そういう既存の情報では、カバーできないような情報をどんどん新たに探していかなければいけない。あと、実際には一番ここが重要というか、一番有用な情報が得られるところだと思うんですが、専門家や関係機関からの情報収集。これは、また後でお話するネットワークということとも非常に密接な関係があると思います。

それから、次に情報の検討、これは関係者、専門家による協議とか情報の分析・評価。ただ、化学物質による緊急事態というのは、すぐにとにかく手を打たなければいけない、こういう検討をしている時間がないということも多々ありますから、この部分というのは状況に応じて次のところに飛んでいくということはあると思います。

次に、情報の伝達や提供です。JCOの事故があったときに、関係者の方がホームページを開設して、その状況を知らせるようにしたことが非常に良かったとおっしゃっていたことがあります。何か起こったときに今どういう状況になっているのかということが一番入手しやすい手段として、ホームページは非常に有用ではない

かと思います。

それから、事件とか事故が一段落した後、それをどういうふうに検証していくか、結果の記録・保存をきちんとしていくか、そういうことが非常に重要なところだと思います。それを矢印のように、前の方のデータベースとか電子媒体による記録・保存というところにフィードバックしていく。それがまた、次に同じような事態が発生したときに非常に有用な資料になるという形が望ましいと思います。

この情報の記録・保存というところに電子媒体による記録・保存と書いてあるんですけども、ここが結構現在は重要ではないかと思います。一昔前とか数年前くらい前までは、行政報告書などはペーパーだけというのが非常に多いんですが、そうすると、結局それはどこにあるかがわかりにくく、また担当者が代わってしまうと、あることさえも忘れられてしまうというようなところがあります。その時点では余り開示できないような情報でも、電子媒体でとっておくということが必要ではないかと思います。そうしますと、例えば、その時点では開示できなくても、一定期間が過ぎた後に開示できる、そういうときに電子媒体になっていればすぐに利用できます。

それから、この中で特に危機管理とか緊急時ということで重要と思われる部分が、情報の伝達・交換、それから、事故・事件の事後検証、情報の記録・保存だと思います。重要ということは裏返せば、今までそんなに十分には行われていないというところでもあるかと思います。

事故・事件の事後検証、これは今まで重要な事件や事故が起こってきたときに、十分に検証されていないケースも多々見られると思います。外国でもそういう部分はあるんですけども、1984年にインドのボパールで化学工場からイソシアン酸メチルという非常に揮発性の高い物質が漏洩した史上最悪の化学災害事故と今も言われている事故がありました。最終的な被害者数は今も確定していないという大きな事故ですが、これはその後いろいろな研究者が調べて論文になっていますので、そこでどういう問題があってそういう事故が起こったかというのはかなり詳しくわかるようになっています。

それから、アメリカでも化学物質の事故についていろいろ検証する専門機関が何年前前にできていまして、そういうようなところを見ると、問題点とか、なぜ起こったかというのがインターネットで全部明らかになっていて、誰でも見られるようになっています。

あと、情報の記録・保存、これはどういう形にせよ後から利用できる形になっていることが重要だと思います。化学物質によっていろいろな事故が起こっているんですが、大体は同じような事故が繰り返し、繰り返し起きているんですね。それは結局、過去の事故が教訓として生きていないから同じようなことが起こる。なぜ教訓として生きていないかという、例えば、そういう化学物質を扱う人や工場の管理者などが、ほかの事故のことを知らないまま化学物質を扱うということがあるのではないかと思います。そういう意味で、記録・保存と多くの人がその情報にアクセスできるような形態が非常に重要ではないかと思います。

情報の伝達・交換に関する問題点として、よく何々の情報がないということが言われるんですが、調べてみると有用な情報というのはそこらじゅうに結構あるんですね。ただ、それが埋もれているというケースが物すごく多い。存在が知られていなかったり、活用できる形になっていないというのは、例えば、クローズなメンバー制のサイトにあるとか、特別なソフトを必要とするようなデータベースとか、余りよく知られていないような市販のデータベースに入っているとかで、なかなか手に入りにくい状況が非常に多いと思います。

それから、必要な情報の所在や入手方法がわからない、これも非常に多いと思います。あるということ自体がわからない場合や、あるということがわかっていても入手方法がわからないということもよくあります。

一方、有用な情報を持っている側の人にとって、その情報をどこかに連絡すれば有用だと思うけれども、どこに連絡すればいいかわからないということもあります。例えば、行政などが活用すると非常に有用だなと思うような情報を、大学や研究所の方が持っていたとしても、それを行政はわからないし、専門家の方はどうやってそれを知らせればいいかわからない。例えば、論文などに書いても論文だけで終わってしまうとか、そういうようなケースも結構あると思います。

あと、行政の縦割りや機関や分野間の壁。行政の縦割りというのはよく言われていることですが、行政だけではなくて専門家の方でもちょっと分野が違っていると、結構よそのことはわからないんです。例えば医療分野にしても、専門が違っているとその間で余り交流がなかったり、同じ化学物質を扱っていても、例えば労働衛生、環境中の化学物質、化学物質による中毒情報、危険物輸送など、化学物質の安全性と一口に言っても非常にカテゴリーが多いんですが、そうすると、それぞれの分野で専門家の人たちが別々に動いていて、お互いに知らないということも多々あります。

それから、情報のフィードバック、フォローが不十分。これもよくあることで、情報をどこかに提供しても、結局その情報がどういうふうに使われたかがわからないまま終わる。そうすると、次のときにまたその情報をどう生かせるかが明らかでないというようなこともあると思います。両方向の情報交換が重要というのはよく言われることですが、情報のフィードバックも同じことです。

私たちのところでは、今まで長い間どちらかというと健康被害の予防に関する研究が主でした。先ほど御紹介にもありましたように、国際機関の IPCS、国際化学物質安全性計画のドキュメント原案などもいろいろつくっているんですが、それもどちらかというと健康被害の予防のための仕事です。ところが、例えば 1994 年から 1995 年に掛けての松本や東京地下鉄サリン事件とか、1997 年の日本海重油流出事故、それから、JCO の事故もありましたし、和歌山の毒物カレー事件もありました。そういう事件が 1990 年半ばから続出しましたので、緊急時に関する情報ということが大きくクローズアップされてきました。私たちもこういう大きな事件も含めて、日常的にどこで化学物質が漏洩したから、この化学物質の毒性はどういうものか調査してほしいとか、どこそこでタンクローリーがひっくり返ったなど、よく情報調査を求められます。

そういう流れの中で、例えば専門家ネットワーク、これは人的なネットワークですけれども、お互い分野が違っていると、ふだん交流がなくて、いざというときに情報のやりとりができないということの反省も踏まえて、分野横断的な専門家とか行政の方たちとの会合を開いたり、そういうことをやっています。

これもちょっと画面では小さいので、お手元のペーパーを見ていただきたいと思います。4 ページ目の下の方です。これは、1997 年に日本海でナホトカ号というロシアのタンカーが座礁して、大量の重油が流出したときの対応例です。このときは、インターネットが使えない機関も多かった時期です。私たちの体制も、先ほどちょっと申しましたように、健康被害の防止という側面からの業務が多くて、いざ何か起こったときの対応ということでは、まだ試行錯誤の状態だったときなので、ノウハウがないながらも、こうやった方がいいのではないかと思うことは何でも試してみようということで対応しました。

そのスキームにありますように、当時の厚生省、今の厚生労働省から重油流出による人への健康被害と、もう一つは、海産物の汚染状況とか分析についての情報はないかということで情報提供の依頼がありました。まず最初は、いつものように

公表情報の検索、データベース検索をざっとやってみましたが、入手できる情報が非常に少なかったんですね。ほとんどないに等しいぐらい少なかったのですが、例えば、いろいろ地方で原油流出事故というのは起こっているんで、そういうときにそれぞれの自治体が海産物の汚染状況というのを調べている報告書はどこかにあるはずだと思いました。それで、うちの所長から地方衛生研究所の全国協議会の会長にお願いして、そこから各都道府県の衛生研究所に、このときはインターネットではなくてFAXだったんですけども、関連情報があったら提供してほしいとお願いしました。そうしましたら、幾つかの衛研から私どものところに過去の行政報告書などをいただきました。こうした報告書は公表されていないものも多いんですが、公表されていないというのは秘密だから公表していないというより、当時ですから簡単に公表する手段がないというか、一々そういうものを印刷物にするのも非常なエネルギーとコストが掛かるということで、なかなかその情報が生きる形になっていなかったというのが実際だと思います。このときいただいた情報というのは、原油流出事故のときにどういう海産物が汚染されてどういう分析法でやったらこのぐらいの濃度で出たとか、非常に有用な情報でした。

あと、健康被害情報というのは日本ではほとんど見られなかったんで、文献検索しましたらアメリカの行政報告書、それは要旨だけだったんですけども、そういうものがアメリカの国立労働安全衛生研究所にあるということがわかりました。たまたまほかの国際会議で、この研究所に知っている人がいましたので、その人にメールをして頼んだところ、担当のところにすぐ連絡してくれました。それは1989年にエクソンバルディーズ号という大きなタンカーがアラスカ沖で座礁して原油が流れた、非常に有名な座礁事故なんですけれども、そのときの非常にまとまった報告書をすぐに送ってくれました。

それから、また、米国のOSPIC、油流出に関する情報センターなんですけど、ここは何のつてもなかったんですけども、ホームページでアクセスポイントを見つけ、そこにぶっつけ本番でメールで日本の状況とこういう情報が欲しいと知らせましたら、ここはすごく感心したところなんですけれども、数日後には必要と思われる情報を全部まとめて宅急便みたいなもので送ってくれました。

また、中毒情報センターからも必要な情報などを送ってもらいました。このときは考えられる手段をいろいろ試しながら、公表されていない情報も含めて、いろいろ入手することができました。

このときは厚生省とか関係者に情報を提供するとともに、ホームページを開設して一般への情報提供ということで、こちらで調べた情報を載せました。勿論、都道府県から提供していただいた行政報告書は載せていませんけれども、公表資料を調べた結果についてはできるだけ載せるようにしました。

このように情報の在りかがわからないとか、アクセスの仕方がわからないという問題が昔からずっとあるんですけれども、ただ、インターネットが普及した後は、かなりの部分がインターネットで解決できるのではないかと思います。例えば、ホームページで、ポータルサイトというのはあるテーマごとに、国内外の関連サイトを、Web ガイドとかリンク集、リストなどの形に整理して、誰でもがそのテーマに関する国内外の情報に容易にアクセスできるようにまとめてあるサイトですけれども、専門家とか関連機関のところでこういうものを開設していれば、そのweb サイトに行くことによってその先の知らない情報にも簡単にアクセス可能になります。ただ、現在それが十分に整備されているという状況ではありませんので、こういうものをつくっていくというのが、これからの有用な方法ではないかと思います。

あと、有用な情報が必要なところに届かないとか、機関や分野を超えた情報交換がしにくいということも、例えば、関係者のメーリングリストとか掲示板などを活用しながらやっていけるところではないかと思います。

このスライドは情報交換ネットワークの有用性ということでまとめてみたものです。情報交換ネットワークというのは、物理的なものだけではなくて会合などいろいろ含みますから、ここに書いてあるのは1つの例ですけれども、メーリングリストと掲示板のようなものを利用しながらネットワークをつくっていけば、そのメリットとしては、例えば情報の伝達・交換というものが簡便・迅速にできる。この場合、コストがほとんど掛からないというところも非常に有利で、すぐにでもやろうと思えばできるというところがあると思います。

それから、当然のことながら情報を共有しやすい、あと、問題提起をしやすく、それに対する意見や情報を得やすい。これは、何々審議会とかそういうものと違って、ある程度敷居が低く、誰でも問題提起をしやすく、意見を言いやすいというところがあると思います。

また、機関・分野横断的な情報交換をしやすい。あと、人間関係を築きやすい、これも實際上非常に大きなメリットなんですけれども、メーリングリストなどで意

見交換をしていると、何かあったときにすぐに必要なことを聞けるというところがあると思います。

ちょっとここは留意すべき点で、メーリングリストというのは非常に便利な反面、デメリットもあるというところは気に留めておかなければいけないところだと思うんですが、「運用にあたっては目的や意義を明確にし、一定のルールを守ることが重要」です。世の中にメーリングリストというのは物すごくたくさんあるわけで、例えばプライベートな趣味などのメーリングリストも多いと思うんです。ただ、仕事が絡んだ場合には、やはり一定の緊張感みたいなものが必要ではないかと思います。つまり、メーリングリストで本来の目的ではないような、余りにも砕けたことまでも入ると、どんどんとめどなくなってしまう。やはり仕事の場合だと目的や意義をはっきりさせて、その目的に沿って、どうやったら状況がよくなるかという明確な意図を持ってやっていかないと、焦点がぼけてなかなかうまくいかないと思います。ただ、そういうことを踏まえた上で、メーリングリストとしての特徴である自由に意見を交換するという点は最大限に生かしていかなければいけないと思います。

これは最後のスライドですけれども、情報交換ネットワークと言ったときには、メーリングリストとか掲示板というのが思い浮かびやすいんですが、非常に重要なのがヒューマンネットワークというか、人と人のネットワークです。私たちは実際いろいろな分野の人と専門家会合とかメーリングリストなどもやっていますが、やはりいざというときには結局人だよなという声もよく耳にします。緊急時の対処も人と人とのつながりというところで、かなり影響を受けるところがあります。したがって、ふだんからの人間関係を築くということが実際に重要だと思います。いざというときに、1回もコンタクトしたことがない人に比べて、ふだんから知っている人だと簡単に聞きやすいということが実際にあるわけで、こういう人間関係をふだんからどのように築くかという工夫は、緊急事態のためには結構重要ではないかと思います。そういう意味でも、メーリングリストだけでなく、1回でもフェイス・トゥ・フェイスの機会があると、格段にいろいろな情報交換がしやすくなるということがあります。

例えば、先ほどちょっとナホトカ号の例で申しましたように、アメリカの国立労働安全衛生研究所というところとすぐコンタクトがとれたのも、ヒューマンネットワークがあったこともあります。

ただ、そうは言っても、ヒューマンネットワークが構築されていないと、いざというときにものが全然動かないというのでは勿論困りますので、いろいろな方法を準備していくことが重要と思いますが、今までの経験から言って、こういうネットワークをどういう形にせよ構築しておくということは、分野横断的な情報交換ということでは非常に有用ではないかと思います。

○丸山座長 山本先生、どうもありがとうございました。

ほんの少し時間がありますので、せっかくの機会でございますので、何か先生にお聞きしたいというようなことがありましたら、1～2名の方から御質問ができるかと思いますが。御遠慮なくどうぞ。

私の方から1つ。先生、今日は化学物質ということでお話しいただいたんですが、勿論これは微生物の分野でもそのまま当てはまるように私は感じて見ていたんですが、そういうふうに考えて、特に化学物質に特定ということではないと理解してもよろしいでしょうか。

○山本専門委員 勿論そうだと思います。こちらで実際に今までやってきたのが化学物質だったので、今日は化学物質を例にお話したんですけれども、今日申し上げたかったことは、分野横断的な情報交換というようなことが非常に重要なので、それをどういうふう実際に構築していけばいいかというところを考えていきたいなということです。

○丸山座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。田中先生、いかがですか。先生の御専門でもありますが。

○田中専門委員 非常に興味深く聞いておりましたけれども、和歌山ひ素事件のときに、私は北川知事と辞める1年ほど前に呼ばれて会っているんですよ。理由ははっきりしているんです。三重県は自治体で初めて危機管理対策委員会をつくったんですって。その発端が和歌山ひ素カレー事件。というのは、あれが和歌山県で起きたとき三重県では他山の石、タケノコだと思っていたんですって。そのときにメディアの記者から北川知事に、当県にも被害者がいるのを知っているのかという問い合わせがあったと。知らないと言ったら、これからのああいうふうな犯罪にしろ、ああいうような催奇性のあれでも非常に広域性があって、他県であっても自分の県民が移動しているかもしれないし、持ち帰るかもしれないから、そういう情報は直ちに県として集めなければだめだと言われたと。それで県として県内のあらゆる公

害であれ、事故であれ、爆発であれ、細菌であれ、中毒であれ、何でも情報を集めるようお願いするために、そういうシステムをつくったんですって。ところが、半分しか県には情報が入ってこない。残りの半分は当事者から、残りの半分はどこから入ってくるかという、地元の住民とマスコミからなんです。問題を起こした当該事業会社、当事者からは半分しか入ってこない。どうやれば当該者から直接情報が入るようになるか。だから、今お話を聞いていて、情報をいろいろな人がいろいろなところで持っているわけですね。視点が違うかもしれない。それがうまく入ってくれば、さまざまな判断能力あるいは先手、先手で対応できるんでしょうけれども、それができなくて、どうしたらいいかと。そう北川知事が悩んでいたのを、今のお話を聞いて思い出しました。感想でございます。

○山本専門委員 今のことにちょっと関連しますが、日本でも過去そんなに緊急事態の対応というのが整備されていなかったんですけれども、和歌山ひ素カレー事件の後、新潟のアジ化ナトリウムとか、それから何十件か毒物混入事件が相次いだんです。それがきっかけになって、国としてもそういう連絡網というかネットワーク体制が、前に比べて整備されているんです。

あと、国レベルだとある程度ネットワークというか連絡網というのができつつあるんですけれども、1つのネックは地方とどういうふうにコンタクトをとるか。例えば、いろいろな対応機関も地方自治体の下にあるわけですね。そうすると、私たちがそういうところと直接のコンタクトをとるのが難しい場合もあって、そういうところがこれからの課題ではないかと思います。

○丸山座長 ほかにいかがでございますか。

○小泉専門委員 私も、大変興味深く伺わせていただきました。私の職業上、いつも誰が責任者かというルートを探す問題があるんです。そんなに簡単に情報が開示されているのかということに驚いたんです。企業なり自治体からすると、非常にセンシティブな情報というのはできるだけ開示を遅らせようという傾向にありまして、私どもからすると原因究明のためにいかに情報を入手するかというので、いろいろな法律に基づいて、例えば、情報公開法ですとかいろいろな法律を根拠に情報を入手しようと努力するわけですが、なかなか欲しい情報というのは入手できないんです。それは、最終的には責任の帰属の問題、損害賠償責任の問題に帰着するからだろうと思うんですが、今、先生の方でなさっている情報の入手というのは、どこかの段階でここまでは開示していい、ここからはまだ機密だというよ

うなルールというものはあるんですか。

○山本専門委員 多分、私たちが扱う情報というのは、余り秘密というものはないんですね。例えば化学物質の場合は、その毒性情報などは別に秘密でも何でもないわけです。何か起こったときに非常にコンフィデンシャルな情報というのは、私たちのケースでは余り関係しない部分があるものですから、そこで小泉先生のおっしゃる明らかにできない情報というもののとの間の違いがあると思うんです。先ほど申し上げた有用な情報がたくさんあるというのは、化学物質そのものの情報に関してということなので、それは余り秘密とかそういうものではないです。

○小泉専門委員 ありがとうございます。

○丸山座長 まだおありかと思いますが、一応これで時間ですので、この議題についてもこれで終わらせていただきたいと思います。

先ほど私、議題1のところで申し遅れておったんですが、文言の整理を私に御一任いただいた形になっているんですけれども、実はこれは企画専門調査会への報告をしなければいけません。これは、事務局の方で行っていただくということでよろしいでしょうか。ここでまとめたことを企画専門調査会の方に報告するという手続があるんですが、これを事務局の方で行っていただくということでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○丸山座長 それでは、そうさせていただきますので、文言整理の上、事務局の方でやっていただくことにしますので、どうぞ事務局よろしくお願いします。

それでは、ちょっと時間が過ぎましたが、今日の予定の2つの議題をこれで終わらせていただきます。どうも議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局の方にバトンを移したいと思います。よろしくどうぞ。

○杉浦情報・緊急時対応課長 事務局からは特にございません。

○丸山座長 それでは、これで今日の会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。